

令和2年度紀州材ベストユーザー賞 募集要項

1 目的

首都圏等を始めとする和歌山県外の木材消費地（以下「県外木材消費地」という。）において、和歌山県産材である紀州材の需要拡大に実績のある建築士、工務店、団体等や、紀州材を使い新しいライフスタイルの提案を行う企業等を対象に、その優れた取組を表彰し、広く紹介することにより、紀州材の更なる需要拡大につなげていくことを目的に実施する。

2 主催

和歌山県

3 表彰の対象者

表彰の対象者は、和歌山県外に拠点を有し、県外木材消費地での紀州材の需要拡大に繋がる次のいずれかの活動を行った企業、団体又は個人とする。

1. 紀州材を使い優れた建築を行った建築士・工務店等
2. 県内企業等と連携して、紀州材の需要拡大に努めた団体・企業等
3. 紀州材を使った住宅・店舗等で新しいライフスタイルを提案する個人・企業等

※過去に県からの表彰等を受賞した活動と同一内容のものは、今回の表彰の対象としない。

また、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又はその関係者は対象外とする。

4 表彰の種類

大賞 若干名

特別賞 若干名

5 表彰の方法

和歌山県知事表彰とする。

受賞者には、知事より表彰状及び記念品（木製品）を贈呈。

※受賞した活動事例は県の広報媒体への掲載等により広く紹介することとする。

6 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、和歌山県庁林業振興課への持参又は郵送とする。自薦又は他薦は問わない。

7 募集期間

令和2年7月28日（火）から令和2年8月26日（水）まで

8 応募に係る提出書類

応募用紙（別記）、その他参考資料等

応募書類等は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課に備えることとする。

なお、提出された応募書類は返却しない。

また、応募書類等の作成に関する費用は応募者の負担とする。

9 応募書類提出先及び問い合わせ先

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産部 森林・林業局 林業振興課 木材産業班

電話 073-441-2964 ファクシミリ 073-433-1037

10 選考方法

審査委員会による書面審査により行う。

なお、必要に応じて和歌山県による事前調査を行う場合がある。

11 審査委員会

審査委員会は以下の審査委員により構成するものとする。

1. 森林・林業・木材産業関係有識者 2名
2. 県庁関係者 2名

12 事務局

和歌山県農林水産部 森林・林業局林業振興課 木材産業班とする。